

# 予防事務受付窓口変更のお知らせ

令和6年4月1日より、大東消防署と四條畷消防署で受付けておりました消防用設備関係及び火災予防条例関係の【届出・相談】窓口を消防本部予防課に変更することになりました。ご負担をおかけいたしますがご理解のほどよろしくお願ひします。

大東四條畷消防本部

～令和6年4月1日～

## 予防業務 届出・相談窓口



JR学研都市線 「住道駅」下車 徒歩8分

大東市立総合文化センター（サーティホール）南隣

大東市新町13番35号 大東四條畷消防本部（3階：予防課）

お問い合わせ先：大東四條畷消防本部 予防課

[TEL:072-872-2342](tel:072-872-2342)

[e-mail:yobo@ds119.jp](mailto:yobo@ds119.jp)

～詳細 裏面参照～

## 消防本部予防課

- 消防同意関係
- 消防用設備関係  
(点検報告書、着工届、設置届等)
- 危険物規制等に係る申請及び届出
- 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取り扱い
- 保安三法関係  
(高圧ガス・液化石油ガス・火薬類)
- 火災予防条例関係
  - ・火を使用する設備等の設置(変更)届出書
  - ・電気設備設置(変更)届出書
  - ・喫煙等の承認申請書
  - ・防火対象物使用開始(変更)届出書
  - ・少量危険物等の貯蔵・取扱い届出書
- 防火管理関係
  - ・防火・防災管理者選任(解任)届出書
  - ・消防計画作成(変更)届出書
  - ・訓練実施届出書

## 大東消防署・四條畷消防署 ※これまでどおり

- ・消防訓練指導及び署内見学依頼書
- ・救急訓練申込書
- ・火煙上昇
- ・煙火消費
- ・道路工事
- ・水道断減水
- ・指定洞道
- ・露店等の開設
- ・催物開催

※ 電子申請を令和6年2月1日から開始しています。